

2007年(平成19年)3月1日発行

ソニー健康保険組合

〒108-6111 東京都港区港南2-15-2 TEL (03) 5769-6618(代)

ソニー健保のホームページもご利用ください。

<http://www.sonykenpo.or.jp/>

# HAIJII ニュース

## 法改正第2号

平成19年4月からの

ソニー健保の  
付加給付

標準報酬

日額の85%

より法定給付額を控除した額

※法定給付額：標準報酬日額の  
3分の2相当額

標準報酬日額の85%

H19.3まで

法定給付  
(60%)

付加給付  
(25%)

H19.4~

法定給付  
(2/3)

付加給付

【出産手当金・傷病手当金の法定給付額】

現在

平成19年4月~

休業補償として  
支給される現金  
給付で、給付額  
は標準報酬日額  
の6割相当額

標準報酬日額の  
3分の2相当額

\*休業中でも会社から報酬を受けた場合は支給されません。ただし、受けた報酬が出産手当金や傷病手当金より少ない場合は、その差額が支給されます。

出産手当金・  
傷病手当金が  
引き上げられます

平成  
19年4月  
からの

# 健康保険改正点について

昨年10月に改正された健康保険法により、今年4月から保険給付(法定給付)等の内容が一部変わります。併せてソニー健保独自の付加給付等にも改正がありますのでお知らせします。  
なお、法改正により平成20年4月には新たな高齢者医療制度が創設されるなど、引き続き健康保険制度改革が続きますので、随時『HAIJIIニュース』でお知らせします。

任意継続被保険者の出産・  
傷病手当金が廃止されます

【任意継続被保険者の  
出産・傷病手当金取り扱い】

現在

平成19年4月~

法定給付・付加  
給付を支給

出産手当金、  
傷病手当金とも  
法定給付・付加  
給付を廃止

経過措置がありません

平成19年3月31日の時点で任意継続被保険者で、出産手当金・傷病手当金の支給を受けていた人、または受けられる人には、平成19年4月1日以降も支給事由が継続している期間のみ出産手当金・傷病手当金が支給されます。  
支給額は、標準報酬日額の6割となります。(支給事由が生じた際に一般被保険者だった人は標準報酬日額の3分の2)

経過措置期間中の

ソニー健保の  
付加給付

出産手当金・傷病手当金の支給事由が生じた際に

- 任意継続被保険者の場合→標準報酬日額の25%相当額
- 一般被保険者の場合→標準報酬日額の85%より法定給付額(標準報酬日額の3分の2相当額)を控除した額

退職後の出産手当金が  
廃止されます

【退職後の出産手当金の取り扱い】

現在

平成19年4月~

退職日までに継続して1年以上の期間被保険者の資格があった人がその資格を失っても、退職後6か月以内に出産した場合、「資格喪失後の継続給付」が受けられます

出産手当金の  
給付を廃止

\*ただし、退職日までに継続して1年以上の期間被保険者の資格があった人で、退職時点で出産手当金の支給を受けている人、または受けられる人には、継続して支給されます

経過措置がありません

平成19年3月31日の時点で資格喪失後6か月以内に産した人に対する出産手当金の支給を受けていた人、または受けられる人には、平成19年4月1日以降も出産手当金が支給されます。  
支給額は標準報酬日額の6割となります。

経過措置が  
適用される人

平成19年5月11日までに  
出産した人

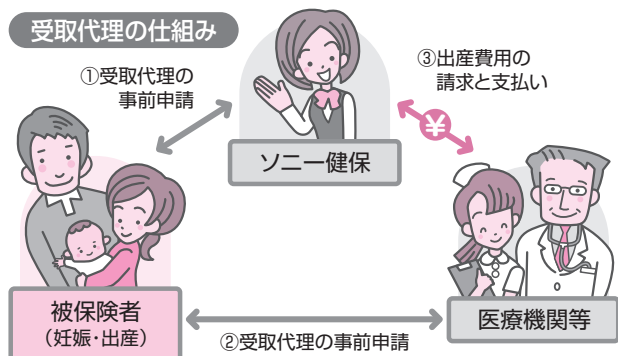
※多胎の場合は、  
平成19年7月6日までに産した人

## 出産育児一時金の「受取代理」ができるようになります

ソニー健保では出産費用の窓口支払いの負担軽減を目的として、ソニー健保と医療機関等それぞれに事前申請をすればソニー健保から直接医療機関等に『出産育児一時金(本人・家族)』を支払うことができるようになります。

これにより医療機関等の窓口では、出産にかかった費用から出産育児一時金・付加金の支給額(上限55万円)を差し引いた額を支払うだけで済むようになります。

なお、出産にかかった費用が出産育児一時金・付加金の支給額に満たない場合は、差額をソニー健保から被保険者に支給します。



### 【この制度を利用できる人】

- 出産予定日まで1ヵ月以内の被保険者(本人)または被扶養者(家族)のいる被保険者で、事前申請をした人

平成19年4月からの

ソニー健保の  
付加給付



現在

平成19年  
4月~

10万円

20万円

ソニー健保の付加給付を改定します。

出産育児一時金(本人・家族)への付加金改定

平成19年4月からの

ソニー健保の  
付加給付

現在

平成19年  
4月~

本人死亡の場合  
標準報酬の  
1ヵ月分  
被扶養者である  
家族死亡の場合  
10万円

本人・家族  
とも  
5万円

ソニー健保の付加給付を改定します。

埋葬料(本人・家族)への付加金改定

標準報酬とは、保険料や出産手当金・傷病手当金を計算するとき用いるものです。その標準報酬の範囲が上限・下限とも拡大されることとなります。

標準報酬等級の  
上限と下限の見直し

【標準報酬の上・下限】

	現在	平成19年 4月~
等級	39等級	47等級
上限	98万円	121万円
下限	9万8千円	5万8千円

標準賞与額の  
上限見直し

標準賞与額とは、賞与(ボーナス)にかかる保険料を計算するときに用いるものです。これまでは賞与1回につき上限200万円でしたが、4月以降は年間上限540万円に変わります。



【標準賞与額の上限】

現在	平成19年 4月~
1回 200万円	年間 540万円

70歳未満の方の入院に係る高額療養費が  
事前申請により現物給付になります

70歳未満の方が入院し高額な医療費がかかった場合に、ソニー健保では通常4ヵ月後に高額療養費・付加給付を自動的(申請不要)に支給していますが、4月以降の入院については、ソニー健保に事前に申請することにより発行される『健康保険限度額適用認定証』を医療機関で提示することで、高額療養費が現物給付となり、窓口での負担は所得区分に応じた自己負担限度額の範囲内で済むようになります。

※ソニー健保加入者の場合、高額療養費・付加給付は今後も自動的に支給されます。高額療養費のみ現物給付を希望される場合、事前申請が必要になります。

※申請方法はソニー健保のホームページ等でお知らせします。